

## 議 事 日 程

### ◎本日の会議に付議した事件

		臨時議長の選出について
日程第 1		仮議席の指定について
日程第 2		会議録署名議員の指名について
日程第 3		議長志願者の所信表明
日程第 4 選挙第 1 号		議長の選挙について
日程第 5		会期の決定について
日程第 6		副議長志願者の所信表明
日程第 7 選挙第 2 号		副議長の選挙について
日程第 8		議席の指定について
日程第 9		町長の挨拶及び提出案件要旨説明
日程第 10		総務・文教常任委員及び民生・経済常任委員の選任について
日程第 11		議会運営委員及び広報広聴常任委員の選任について
日程第 12 選挙第 3 号		遠軽地区広域組合議員の選挙について
日程第 13 選挙第 4 号		選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第 14 同意第 1 号		教育委員会委員の任命について
日程第 15 同意第 2 号		監査委員の選任について
日程第 16 同意第 3 号		公平委員会委員の選任について
日程第 17 議案第 1 号		遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 18 議案第 2 号		令和 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 19		常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

## 令和7年第5回

### 遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年10月27日（月）午前10時10分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

	臨時議長の選出について
日程第 1	仮議席の指定について
日程第 2	会議録署名議員の指名について
日程第 3	議長志願者の所信表明
日程第 4 選挙第 1号	議長の選挙について
日程第 5	会期の決定について
日程第 6	副議長志願者の所信表明
日程第 7 選挙第 2号	副議長の選挙について
日程第 8	議席の指定について
日程第 9	町長の挨拶及び提出案件要旨説明
日程第 10	総務・文教常任委員及び民生・経済常任委員の選任について
日程第 11	議会運営委員及び広報広聴常任委員の選任について
日程第 12 選挙第 3号	遠軽地区広域組合議員の選挙について
日程第 13 選挙第 4号	選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第 14 同意第 1号	教育委員会委員の任命について
日程第 15 同意第 2号	監査委員の選任について
日程第 16 同意第 3号	公平委員会委員の選任について
日程第 17 議案第 1号	遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 18 議案第 2号	令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）
日程第 19	常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

---

#### ◎出席議員（15名）

議長 15番 杉本信一君	14番 佐藤昇君
1番 秋元直樹君	2番 戸松恵子君

《令和7年10月27日》

3番	阿 部 君	枝 君	4番	白 幡 隆 一 君
5番	遠 藤 明 美 君		6番	佐 藤 和 德 君
7番	渡 辺 清 夏 君		8番	山 本 悟 君
9番	村 岡 敦 子 君		10番	前 島 英 樹 君
11番	今 村 則 康 君		12番	勢 志 優 華 君
13番	山 谷 敬 二 君			

---

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	佐 藤 祐 治 君
代表監査委員	高 橋 義 久 君		

---

◎説明員

副 町 長	澤 口 浩 幸 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 長	内 野 清 一 君
総 務 課 長	松 村 圭 悟 君	企 画 課 長	大 西 公 太 君
財 政 課 長	今 井 昌 幸 君	子育て支援課長	二 瓶 雄 介 君
生田原総合支所長	今 泉 郁 夫 君	丸瀬布総合支所長	大 川 寿 雄 君
白滝総合支所長	長 原 裕 一 君	会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君
教 育 部 長	古 賀 伸 次 君	総 務 課 長	堂 前 政 好 君
社会教育課長	中 南 秀 隆 君	監 査 委 員 事 務 局 長	成 中 克 也 君
選挙管理委員会事務局長	松 村 圭 悟 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 川 正 德 君

---

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 井 誠 志 君	事 務 局 参 事	成 中 克 也 君
事 務 局 主 任	堂 前 あすか 君		

◎臨時議長の選出について

○議会事務局長（岩井誠志君） 臨時議長の御紹介をいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日御出席の年長議員であります山谷議員を御紹介申し上げます。どうぞ議長席にお着き願います。

○臨時議長（山谷敬二君） ただいま紹介されました山谷です。

議長選挙が終わるまでの間、地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

---

◎開会宣告

○臨時議長（山谷敬二君） ただいまから、令和7年第5回遠軽町議会臨時会を開会いたします。

---

◎開議宣告

○臨時議長（山谷敬二君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（山谷敬二君） 日程第1 仮議席の指定についてを行います。

議席が決定するまでの間、ただいま御着席の議席を仮議席として指名いたします。

---

◎日程第2 会議録署名議員の指名について

○臨時議長（山谷敬二君） 日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。

本日の会議録署名の議員については、会議規則第125条の規定により、臨時議長において、渡辺議員、山本議員を指名します。

暫時休憩します。

午前10時11分 休憩

---

午前10時21分 再開

○臨時議長（山谷敬二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第3 議長志願者の所信表明

○臨時議長（山谷敬二君） 日程第3 議長志願者の所信表明を行います。

《令和7年10月27日》

この所信表明は、議会基本条例第17条により実施するもので、議会活動の方向性を明確にするとともに、議会の透明性を確保することを目的とするものです。

あらかじめ、お二人の議員から申出がありますので、所信表明を行います。

杉本議員。

○議員（杉本信一君）　一登壇—

改めまして、おはようございます。

議長選挙に向けての私の所信を述べさせていただきます。

まず最初に、今回の選挙が終わったことに対する私なりの所感でございますけれども、今回の選挙は無投票でありましたけれども、女性議員が増えた、かなり若返ったということの中では非常に期待するところであり、喜ばしいことだなと思っております。

ただ、我々は昨年、定数削減をやったにもかかわらず、16から15に減らして、それが無投票に終わってしまったことに対しては、非常に残念だったと考えるところであります。町民が議会に対して興味を持っていないということが如実に現れているのかなと考えるところであります。

町民の皆さんに議会を知っていただくために、議会報告会等かなりの回数をやってきたにもかかわらず、出席者がそこで固定されてしまって、なかなか我々が望んでいるような議会報告会ができなかったというところがあります。これから先は、やはり議会報告会のシステムを抜本的に見直して、新しい議会報告会をつくっていくということが必要になってくるのかなと思います。

例えば、議会報告会だけではなくて、議会として能動的に外に打って出る施策が必要だろうと考えます。例えば業種別、年代別の地域へ懇談会を開催していくとか、この管内でも興部町で開催し始めましたけれども、議員の学校という方法もあります。我々もぜひ取り組んで、これから先、議会に出てくる方々を育て上げるという役割を果たしていかなくてはいけないのだろうと思っております。

また、それとは別に、過去に何回か開催したことがありましたけれども、模擬議会というものがあります。過去は、小学生とか中学生に議会を知っていただくために、授業の一環として開催したことはあるのですけれども、やはりここはもう少し年齢を上げて高校生あたりにぜひ議会に来てもらって、町に対する注文だとか要望だとかをあらかじめ挙げてもらった上で、この議会に高校生たちをお迎えして、それを町長にぶつけてもらうというような方法もあろうかと思います。若い世代が、我々が何をしているのか、何を目的として議員になっているのかというところに対して理解をしてもらうことが必要だろうと思っているところであります。

あと、大分コロナから立ち上がって復活は遂げてきてはいますけれども、経済状況としてはあまり芳しくない状況が続いています。経済団体出身の議員として、やはりこれは非常に憂慮すべき問題だろうと思っています。

例えば、今回出てきそうですけれども、プレミアム商品券というのも一つのカンフル

剤ではあるのですけれども、根本治療にはなりません。これから町の経済をどうしていくのかということを我々も考えていかなくてはいけない。町長と周りの方々が、行政側が一生懸命知恵を出して今までやっていただいているのですけれども、この物価高が本当に響いてきている。そして人手不足。この根本的な治療をしていかないとなかなか経済の立て直し、経済を軌道に乗せるというのは難しいのだろうと思っております。

幸いにして私は青年会議所の理事長をやらせていただき、商工会議所青年部時代は北海道の会長もやらせていただきました。同時に、日本商工会議所青年部の北海道の代表理事として日本に出向させていただいております。また、議員に戻る前までは商工会議所の副会頭も務めさせていただきました。

そういう経験の中で培ってきた全道に広がる広いパイプは今でも続いているところであります。各市の経済人、商工会議所の役員の方々はほとんど知っている人ばかりでございます。そういうことの中では、そのネットワークを使って先進地の視察に行くですか、地域の課題に対する施策の部分の中で、そういうアドバイスを受ける、もしくは力を借りるということも非常に可能だと考えるところであります。

さて、遠軽町議会、私は4期前、議会改革・活性化等調査特別委員会の副委員長をやらせていただきました。3期前に議会改革活性化特別委員会の委員長を副議長として務めさせていただきました。その中で、議会基本条例の制定にも深く携わってきた中で、やはり議会に今必要なのは政策提言能力だと、その当時から委員会の中でお話をさせていただいております。なかなかこれは実現が遠い問題ではありますけれども、やはり政策提言ができるような、議員間の中でそれを議論していく必要があるのだろうと。地域の課題に対して、それぞれの地域から拾ってきていただいた皆さん、住民の声を集めた中で、それに対する対応策を常任委員会ではなくて、議会全体として受け止めて、議員全員で議論する場をつくっていかなくてはいけない。これを創設していくことが非常に大事なことなのだろうと思います。

議員間の自由討議というのも議会基本条例の中に盛り込んでおりますけれども、なかなか自由討議をやるというのは勇気も要るし、うまくやっていかないと議会が混乱しかねない部分もあります。また、常任委員会に関して言えば、常任委員会は、行政側から提案されたことをチェックし、議論し、それを承認していくというような役割があります。常任委員会の中で地域の課題を取り上げて、そこを我々が議論していくということはなかなか難しいだろうと。そういう意味の中では、そういう組織を新たに創設して、議員全員で取り組んでいく、議会が動いていくというようなシステムをつくっていかなければならないと思います。

今、地域も本当に高齢化が進んでおりまして、買物難民と呼ばれる人たちもたくさん出てきています。そういう人たちをどういうふうに助けていくのか、我々がやはり知恵を絞って、買物難民というものに対する施策を打ち出せるような議会にしていければと思います。

また、地域の人たちは、免許を返納したくても今の遠軽町の交通機関の状況の中では、1日にバスが二、三本しかないというようなところがたくさんあります。街に出てきたくともなかなか出て来られない。こういう状況を解決するためには、やはり議会の中でも勉強させていただく。例えば人口減少に対するコンパクトシティをどういうふうにつくり上げていくのか。しかし、コンパクトシティをつくるということは、昔から住んでいる土地を離れなくてはならない人たちも当然出てくる。そういう人たちに対してどういう方法を取れるのか。今A Iが進んで自動運転システムというのもできております。ただ、冬道で自動運転をどこまでできるかどうかというのはまだまだ分かりませんが、我々もそういう先進事例をぜひ視察に行って、この地域で自動運転によるオンデマンドの交通網をつくっていけないか、そういう勉強も必要なのではないのかと。

昨期は常任委員会ごとの視察はありましたけれども、やはりそういう先進地に向かって視察に行くという機会はありませんでした。前々期、2期前は道の駅の関係で、有志を募って阿部議員と一緒に富山まで行かせていただきました。そういう先進地の事例をじかに見て勉強して、こちらに持ち帰って、我々の町ではどういう対応を取れるのかということを考えていかなくてはならないのだろうと思います。

また、4年間議長をやらせていただいた中で、それぞれの議員が政策提言ができる一番の方法は一般質問であります。ただ、一般質問の個数がなかなか思うように増えてこない。やはり何人かの議員は毎回のようにやっていただけるのですけれども、なかなかそのほかの議員から出てこないというような現状もあります。ここも議会としていろいろ議論して考えていかなくてはならない部分なのだろうと。一番の政策提言の方法でありますので、ぜひ一般質問の回数を増やすように、私が議長になったらその点に関しても、それぞれ皆さんと話をして改善していきたいと思っております。

議員報酬の問題ですけれども、前々から私も議会運営委員会のオブザーバーとして発言させていただいておりますけれども、やはり今、遠軽町は非常に勢いがあると感じております。これは佐々木町長の施策のおかげなのですけれども、商工会議所の副会頭をやらせていただいた時代に会議に行くたびにあちこちで、「遠軽、すごいよね」「遠軽、元気だよね」という声を聞いております。

そんな中で、周りから見ると、遠軽町も今元気があって、発展していくのだろうと思われるような状況にありますけれども、やはりそこに議員としている人間たちが誇りを持って議員活動ができるようになるためには、今の議員報酬では全く少ないのでしょうと考えています。

音更町、七飯町、北海道の町村議会の中では一番高い水準にありますけれども、少なくともその水準に議員報酬を上げていきたい。我々が議員になって誇りを持てる仕事をする。逆に言えば、それだけの仕事をしなくてはいけないという状況をつくり上げていきたいと考えております。

前々から皆さんにもお話ししていますけれども、なぜ紋別市と遠軽町で、人口も変わ

らない、町の規模も変わらない中で、我々がこの金額で、紋別市は市制というだけで、議員報酬は36万円、この差は何なのだということは非常に疑問に思っています。いまだに答えを見つけ出せませんけれども、やはりそこまではいかなくとも、我々が議会議員としてしっかりと地に足をつけて活動できる、その報酬を目指していくということを公約に掲げさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、余計な話かもしれませんけれども、お隣の町では町長選で庁舎の建て替えのみが争点となって、政権交代が起きました。私どもの町でも初めて佐々木町長が選挙になったのですけれども、我々が考えた以上に票が入ってしまう。これはやはり、一つは、うちの町で考えれば、相手候補の方が掲げた公約の中で、例えば白滝や丸瀬布で買物ができなくなっている状況の中で、スーパーをつくるという耳障りのいい公約を掲げました。どうしても困っている人たちはそこに食いついてしまいます。やはり弱者の人たちを我々がどう救っていくのかということをしっかりと見せていくないと、日々の生活に不安を抱えている方々はどうしてもそういうほうに流れていってしまう。そのように私は今回の町長選に関する評価をしています。

議会としての役割は、大局的視点から本当に必要なことを見定めて活動していく、議論していくということが必要だと思っております。

ただ、その中でも私の政治信条の師である方の言葉に、「政治は、本当に困っている国民を救うことが仕事である」という言葉があります。このことをいつも肝に命じながら、議長になればその職を務めていきたい、誠心誠意努力していきたいと考えております。

どうか議員の皆様の御支持をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、私の所信とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（山谷敬二君） 今村議員。

○議員（今村則康君） 一登壇一

皆様、改めておはようございます。議長志願者の今村則康でございます。

このたび遠軽町議会議長候補として、町民の皆様、議員各位、そして行政関係者の皆様の前で所信の一端を述べさせていただく機会をいただきまして、心より感謝申し上げます。

私たち遠軽町は、以前より課題である人口減少、少子高齢化による社会保障の負担増や地域経済の立て直しと、教育や福祉、自然災害等への対応、また、昨今の社会環境の変化によるJR石北線の問題や地域病院における医師等確保の多岐にわたる課題に直面しているのが現状でございます。

こうした中、議会は町民の代表として、町政の方向性に対して責任ある立場から提言し、監視し、協働する役割を担っております。

以下、5項目ほど一端を述べさせていただきます。

《令和7年10月27日》

まず1点目、二元代表制の責任と議会の基本姿勢についてであります。

議会は、町長と並ぶ民意の代表機関として、遠軽町の未来を左右する政策形成の責任を持つ存在でございます。町長選挙において、現職の佐々木修一氏が再選されました。これは、町民の一定の評価を示すものであります、議会は、その結果に迎合することなく、政策の妥当性と実効性を冷静に検証し、必要に応じて修正を求める立場を堅持したいと考えております。

また、議会は追認機関ではなく、政策形成の対等なパートナーであり、町政の方向性に対しては是々非々の姿勢で臨みます。町民の利益を最優先に、緊張感ある協働を基本とし、行政との健全な関係構築に努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、政策立案と条例制定への積極的な取組についてでございます。

遠軽町は、先ほども述べましたが、今、人口減少、地域経済の停滞、医療・福祉の維持、持続可能性、教育、環境など複合的な課題にも直面しているのが現状でございます。議会はこれらに対し、単なる審議機関ではなく、政策提案型の機関として積極的に関与すべきであると考えております。

例えば若者定住促進条例制定による移住支援策の強化。二つ目、地域交通の再編に向けた公共交通政策の提言。三つ目、森林資源の活用による地場産業の振興。四つ目、子育て支援の拡充に向けた保育環境の改善等。これらは町長の公約にも掲げられた地域経済の再生、子育て支援の強化と軌を一にするものであり、議会としても具体的な制度設計を通じて実現を後押ししてまいりたいと考えております。

3点目、無投票と議員の成り手不足への対応でございますが、今回の町議会議員選挙では、定数15に対し15名の立候補により無投票となりました。これは、民主主義の根幹である選挙の機能が果たされなかつたことを意味しております、議員の成り手不足という深刻な課題を突きつけているのが今回の選挙でございました。

議会としては、以下のような方策を講じてまいります。

議会活動の見える化による町民議会の促進。若者、女性の政治参画支援。インターン制度、模擬議会など。三つ目が議会報告会や出前講座の定期開催。4点目、議員の役割と魅力を伝える広報活動の評価でございます。魅力ある議会づくりは、町民の政治活動を促す第一歩でございます。女性議員も3名の増加で6名となりました。ジェンダー平等の推進、議会自らが変革の旗を掲げ、次世代に希望をつなぐ責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、4点目、議員報酬の引き上げに向けた進め方でございます。

議員報酬の見直しは、議員活動の質と責任に見合った適正な評価として捉えるべきであります。報酬は、町民の税金である以上、透明性と説明責任が不可欠でございますが、遅滞なく速やかに大胆に実施いたします。今後は、以下の手順を含めて進めて、早急に実現に向けて前進させます。

その一つは、第三者機関による報酬水準の検証。二つ目、他自治体との比較と財政状況の分析。三つ目、議会内での公開討議と町民への説明機会の確保でございます。報酬に見合う活動を実践することで、町民の信頼に応えるとともに、将来の議員候補者にとっても魅力ある職務となるよう努めてまいりたいと考えております。

最後、5点目でございますが、町長選挙の結果と議会の対応でございます。

町長選挙では、現職の佐々木修一氏が得票率65.8%で再選されました。これは町民の一定の信任を示すものでございますが、議会はその結果を白紙委任とは捉えません。町長の公約には、地域経済の再生、子育て支援、医療体制の強化などが掲げられておりまして、これらは議会としても重点的に取り組むべき課題でございます。

議会は、これから政策が実効性を持って進められるよう、必要な条例整備や予算審査を通じて積極的に関与し、町民の利益に資する政策形成を支えてまいります。

私自身、4期16年間の中で常任委員長、副議長の経験を糧に議会改革の先頭に立つて努力と行動を続けることをお約束させていただくと共に、安心・安全の町民生活を取り戻すため、議長として誠心誠意、中立・公平・公正な議会運営に努めるとともに、皆様方の御意見にも真摯に耳を傾けてまいる決意でございます。

結びに、私は議長として、遠軽町議会が町民にとって信頼される開かれた未来志向の議会となるよう全力を尽くす決意でございます。議員各位の御協力を賜りながら町民の負託に応える議会運営を確実に推進してまいります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

御静聴ありがとうございました。

○臨時議長（山谷敬二君） 以上で、議長志願者の所信表明を終わります。

念のために申し上げます。

ただいま実施しました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無にかかわらず、全議員がそれぞれ選挙人、被選挙人でありますので、御承知おき願います。

---

#### ◎日程第4 選挙第1号

○臨時議長（山谷敬二君） 日程第4 選挙第1号議長の選挙についてを行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めてください。

（議場閉鎖）

○臨時議長（山谷敬二君） ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に秋元議員、白幡議員を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて

《令和7年10月27日》

順番に投票願います。

それでは、投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○臨時議長（山谷敬二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（山谷敬二君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長（山谷敬二君） 投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

局長が議席番号と氏名を呼びますので、議長席に向かって右のほうから順番に投票願います。

○議会事務局長（岩井誠志君） 1番前島議員、3番杉本議員、4番阿部議員、5番勢志議員、6番秋元議員、7番遠藤議員、8番佐藤昇議員、9番村岡議員、10番山本議員、11番佐藤和徳議員、12番渡辺議員、13番今村議員、14番戸松議員、15番白幡議員、山谷臨時議長。

○臨時議長（山谷敬二君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（山谷敬二君） 投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。

秋元議員、白幡議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○臨時議長（山谷敬二君） 選挙の結果を報告します。

投票総数は15票であります。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票15票、無効投票なしであります。有効投票のうち、杉本議員11票、今村議員4票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、杉本議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開けてください。

(議場開鎖)

○臨時議長（山谷敬二君） ただいま議長に当選されました杉本議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人の発言を認めます。

○議長（杉本信一君） 一登壇一

皆さんの御理解と御協力、御支援をいただき、議長に再任させていただきました。本当に皆様方には心から感謝を申し上げますとともに、選挙は終わりましたので、ここは一旦、ノーサイドということで、先ほどの所信の中でも申し上げましたように、議会が一丸となって議会改革に取り組んでいく。そして町民の皆様に理解をしていただく、議会に対する応援をしていただけるような議会にしていきたいと考えます。

どうかこの4年間、また皆様方の御協力をよろしくお願ひ申し上げまして、当選の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○臨時議長（山谷敬二君） これをもって、臨時議長の職務は全て終了しました。皆さんの御協力、誠にありがとうございました。

それでは、杉本議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

午前11時03分 休憩

---

午前11時03分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

---

#### ◎諸般報告

○議長（杉本信一君） 局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（岩井誠志君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、佐藤教育長、高橋代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、令和7年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第18までとなっております。

以上で、報告を終わります。

---

#### ◎日程第5 会期の決定について

○議長（杉本信一君） 日程第5 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

---

## ◎日程第6 副議長志願者の所信表明

○議長（杉本信一君） 日程第6 副議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、議会基本条例第17条により実施するもので、議会活動の方向性を明確にするとともに、議会の透明性を確保することを目的とするものです。

あらかじめ2名の議員から申出がありますので、所信表明を行います。

阿部議員。

○議員（阿部君枝君） 一登壇ー

今回、副議長選挙に立候補いたしました阿部君枝です。

これより、副議長選挙の実施に先立ちまして所信を述べさせていただきます。

私たち議員に求められている役割は、公正性と透明性を確保するとともに、町民に開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。町民の意見を的確に把握して町政に反映できるよう、町民参加の多様な議会を設けること。政策の決定及び執行について監査し、評価すること。町民の意見を考慮して、政策的提言を行うとともに、政策実現・立案に務めることとされています。

二元代表制で選ばれた私たちは、町民の小さな声を受け取り、議会質問に取り組みながら政策提言に生かし、住み続けられるまち、安心して暮らせるまち遠軽を目指していかなければなりません。そのためにも学び続ける必要があります。

そこで、私は副議長として次のことを目指していきたいと思います。

一つには、人口減少社会を生き抜く、未来ある若者や女性の意見を酌み取れる議会を目指していかなければならないと考えます。そのためにも町民の皆様が議会に関心を持ち、自由に意見を届けられる環境づくりが必要です。そこには、女性模擬議会や中高生議会などを開催し、幅広い意見を聞く対話の場づくりなどに積極的に取り組んでまいりたいと思います。

二つには、コロナ禍を経験し、オンライン方式に取り組める環境が整いつつあります。この機を生かし、議会報告会に町民の皆様がより参加できるように、ハイブリット方式を取り入れた環境づくりを目指していきたいと思います。

三つ目は、品位ある議会人として倫理観を高め、事象に焦点を当てられるような議会質問に取り組み、町民に信頼を寄せられる議会を目指してまいります。

結びに、副議長職というものは、地方自治法上、議長を補佐する職ではなく、代理をする職であることを念頭に置きながら、杉本議長の機微につき、議会が円滑に運営されるよう誠心誠意努力する所存でございます。

以上が、私の副議長立候補の所信表明といたします。

議員各位の御賛同、御支持を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

大変ありがとうございました。

○議長（杉本信一君） 佐藤議員。

○議員（佐藤 昇君） 一登壇—

佐藤昇でございます。

このたび副議長を志願するに当たり、副議長としての役割は何なのか、あるいは何が求められているのか、そうした視点で大きく3点について、私の所信の一端を申し述べてみたいと思っております。

先ほどの議長志願者からもるる言われておりますけれども、さきの町議会議員選挙、定数が1名減になったにもかかわらず、残念ながら無投票という結果になってしまいました。今、議員の成り手不足は遠軽町に限らず非常に深刻な問題となっています。議員をやってみたい、あるいは町民のために働きたいと思えるような議会としての取組や環境づくりをどうしていくかが今問われているのではないかと思っております。

報酬の関係については、それぞれ議長や今村議員のほうからも言われておりますので割愛させていただきますけれども、例えば、今まで行ってきた議会基本条例に基づく議会報告会、カフェぎかいの在り方、今までよいのか。また、新たな取組として、議員学校のような取組はできないか。もっとあらゆる階層の意見交換の場を数多く設けるべきではないかなど、副議長の職責の中で議員各位の皆様との議論の場を通じて、成り手不足という問題の解決が少しでも図られるように取り組んでまいりたいと考えております。

そのためにも、将来の議会を担う人材育成も当然必要であります。議会全体として、こうしたことも意識しながら、副議長という立場で力を尽くしてまいりたいと思います。

もう一つは、議会は町政のチェック機関、車の両輪ということがよく言われます。確かに議会は、チェック機関としての役割は大事でありますけれども、議会の本来の役割は、町民の意見をどう町政に反映させていくのか、そのために何をなすべきなのかということではないかと思います。

さて、国政においては、女性初の総理大臣が誕生いたしました。遠軽町においても女性議員の比率が一気に4割になり、こうした意味では、議会に対する町民の注目度は高まっていると思いますし、ある意味期待も高まっていると思います。ぜひ女性議員の皆様方におかれましては、女性の視点でいろいろな意見なり提言なりをやっていただきたいと思います。

第3次遠軽町総合計画では、働く場における女性活躍の促進がうたわれておりますが、残念ながら本町には、国の指針に基づく男女共同参画に関わる条例、基本計画などの策定はいまだに行われておりません。私も一般質問をしたことがありますけれども、今のところ考えていないという町長の答弁などもあったところでございますけれども、テレビで言えば、今、女性の総理大臣、そして女性議員が増えたことを受けて、今でしょということだと私は思います。ぜひこうした条例の実現に向けて、私は副議長の立場で取り組んでまいりたいと考えておりますし、もし議会の中で、できるのであれば女

性議員の皆様方とも十分協議をしながら、場合によっては議会自らの手でそうしたものを作り上げていく。そうした取組についても行っていきたいと思っています。

また、最近、民間事業者による風力発電、太陽光発電計画、今日も7時から説明会があるようですけれども、そういうものが民間事業者によって明らかにされ、町民から一部反対の声なども出されておりますけれども、これも一般質問でも取り上げられておりますけれども、環境条例の整備に向けた議会としての研究なども必要と考えます。

最後になりますけれども、以降、議会と町側、あるいは議会内、議会と町民との間で、いろいろな場面で、時には意見の相違や対立する局面もあるかもしれません。私は、こうした局面での副議長としての役割は極めて重要であると考えています。私は議会と町側、議会内部、議会と町民の皆様のクッション的な役割を必要に応じて、副議長としての調整機能などを発揮してまいりたいと思っております。そこには、当然にして議長との十分な腹合わせが必要であることは言うまでもありません。議長とともに、町民の皆様からより信頼される議会づくりに向けて努力を惜しまない覚悟でございますので、以上、舌足らずでございますけれども、大きく3点についての考え方を申し上げ、私の所信の一端に代えさせていただきたいと思います。

どうぞ皆様方の支持をよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本信一君） 以上で、副議長志願者の所信表明を終わります。

念のために申し上げます。

ただいま実施しました副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無にかかわらず、全議員がそれぞれ選挙人、被選挙人でありますので、御承知おき願います。

---

#### ◎日程第7 選挙第2号

○議長（杉本信一君） 日程第7 選挙第2号副議長の選挙についてを行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉めてください。

（議場閉鎖）

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に秋元議員及び白幡議員を指名します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順番に投票願います。

それでは、投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

《令和7年10月27日》

○議長（杉本信一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

秋元議員、白幡議員、お願いします。

（投票箱点検）

○議長（杉本信一君） 投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

局長が議席番号と氏名を呼びますので、議長席に向かって右のほうから順番に投票願います。

○議会事務局長（岩井誠志君） 1番前島議員、2番山谷議員、4番阿部議員、5番勢議員、6番秋元議員、7番遠藤議員、8番佐藤昇議員、9番村岡議員、10番山本議員、11番佐藤和徳議員、12番渡辺議員、13番今村議員、14番戸松議員、15番白幡議員、杉本議長。

○議長（杉本信一君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 投票漏れなしと認めます。

これをもって、投票を終わります。

ただいまから、開票を行います。

秋元議員、白幡議員、開票の立会いをお願いします。

（開 票）

○議長（杉本信一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数は15票であります。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票15票であります。無効投票ゼロであります。有効投票のうち、阿部議員4票、佐藤昇議員11票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって、佐藤議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開けてください。

（議場開鎖）

○議長（杉本信一君） ただいま副議長に当選されました佐藤議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選されました佐藤議員から発言を求められておりますので、これを許可します。

○副議長（佐藤 昇君） 一登壇一

改めまして、副議長に選出いただいたこと、感謝とお礼を申し上げたいと思います。

議長からの所信表明も含めて、杉本議長あるいは今村議員、そして阿部議員のほうから、るる説明の中でいろいろなことが述べられております。私は、今村議員や阿部議員、さらには若手の議員の皆さん方の思いを受け止めて、そして副議長としての職責を全うしてまいりたいと考えておりますので、改めて、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。 (拍手)

---

#### ◎日程第8 議席の指定について

○議長（杉本信一君） 日程第8 議席の指定についてを行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において定めることになります。

議席については、くじにより決定したいと思います。

なお、議長の議席番号は、最終の15番、副議長については、最終2番の14番とすることになっておりますので、御了承願います。

暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

---

午前11時35分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

それでは、議長において議席を指定します。

局長をして議席番号と氏名を申し上げます。

○議会事務局長（岩井誠志君） それでは、申し上げます。

1番秋元議員、2番戸松議員、3番阿部議員、4番白幡議員、5番遠藤議員、6番佐藤和徳議員、7番渡辺議員、8番山本議員、9番村岡議員、10番前島議員、11番今村議員、12番勢志議員、13番山谷議員、14番佐藤昇副議長、15番杉本議長。

以上であります。

○議長（杉本信一君） ただいまのとおり議席を指定します。

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

---

午後 2時10分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第9 町長の挨拶及び提出案件要旨説明

○議長（杉本信一君） 日程第9 町長の挨拶及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

《令和7年10月27日》

## ○町長（佐々木修一君） 一登壇一

令和7年第5回遠軽町議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、遠軽町議会議員選挙において、町民の皆様の期待を背負い、御当選の栄誉に浴されましたことに、心よりお祝いを申し上げます。

私も町長選挙におきまして、町民の皆様の御支援と温かい御厚情をいただきまして、当選の栄誉を賜り、5期目の町政執行の重責を担うこととなりました。この場をお借りして、心より感謝を申し上げる次第です。

再びここに登壇いたしまして、誠に光栄に存じますとともに、その責任の重さを改めて痛感しているところであります。初心を忘れることなく、町民の皆様から寄せられた期待に応えるべく、町民憲章にある「永遠に輝く遠軽町」の建設のため、町民の皆様とともに考え、共に行動し、柔軟な発想と創意工夫の下、責任と決断をもって全身全霊で職務に当たる所存であります。

私は、この4期16年間、オホーツク管内の1次産業を守るため、医療と教育で支えていくことが遠軽・紋別地方の中心地である遠軽町の使命であると考え、町内外に足を運び、皆様からさまざまなお声を聞かせていただき、また、御指導、御協力を賜りながらまちづくりを進めてまいりました。

健全な財政基盤を確立するとともに、ごみ処理施設や道の駅遠軽森のオホーツク、芸術文化交流プラザ「メトロプラザ」、子ども屋内遊戯施設「キッズメトロ」、役場庁舎の整備といった大型事業に取り組んできたほか、遠軽厚生病院の医師確保やJR石北本線の存続問題、福祉施設の整備、新規就農への支援、新型コロナウイルス感染症対策など、町民生活に欠かせない課題に取り組み、産業、福祉、医療、教育、自衛隊駐屯地の存置に係るさまざまな政策を実行してまいりました。

今後4年間、第3次遠軽町総合計画の将来像である「森林と清流 未来に響く 豊かなまち」の実現を目指し、「元気あふれるまちづくり」「愛情あふれるまちづくり」「未来につなぐまちづくり」「みんなで創るまちづくり」「自衛隊駐屯地と共に発展するまちづくり」を政策の柱として、今後も安定した財政運営を行い、町の持続的発展のために精いっぱいの努力を重ねてまいる所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様の御指導、御協力をお願い申し上げます。

なお、具体的な所信につきましては、次の定例会において申し述べさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

同意第1号教育委員会委員の任命については、現委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号監査委員の選任については、議会選出の委員を選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

同意第3号公平委員会委員の選任については、現委員の任期満了に伴い、後任の委員を選任いたしましたく、議会の同意を求めるものです。

議案第1号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の一部改正に伴い、本条例を定めるものです。

次に、議案第2号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

歳入については、寄附金及び繰越金を補正するものです。

歳出については、東小学校吹奏楽部の東日本学校吹奏楽大会出場及び遠軽中学校吹奏楽部の全日本マーチングコンテスト出場に係る学校行事負担金、遠軽高等学校ラグビーフットボール部の全国大会出場及び北海道スキー選手権大会兼えんがるカップアルペン競技大会に係る社会体育振興補助金を計上するものです。

以上が、本議会に提出をいたしました議案の大要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎日程第10　総務・文教常任委員及び民生・経済常任委員の選任について

○議長（杉本信一君）　日程第10　総務・文教常任委員及び民生・経済常任委員の選任についてを行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

暫時休憩します。

午後　2時15分　休憩

---

午後　2時16分　再開

○議長（杉本信一君）　再開します。

お諮りします。

常任委員の選任については、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後　2時16分　休憩

---

午後 2時17分 再開

○副議長（佐藤 昇君） 再開します。

議長を交代いたします。

ただいま総務・文教常任委員に選出されました杉本議長から、常任委員を辞任したい旨の申出があります。議長は固有の権限を有していることから、辞任いたしたいとするものであります。

お諮りします。

申出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務・文教常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。正副委員長の互選について、休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 2時18分 休憩

---

午後 2時38分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、局長をして報告します。

○議会事務局長（岩井誠志君） 御報告いたします。

名簿につきましては、改めて配付しませんので、既に配付の名簿を御使用いただきたいと思います。

総務・文教常任委員会、委員長は佐藤和徳委員、副委員長は山本悟委員であります。

次に、民生・経済常任委員会、委員長は渡辺清夏委員、副委員長は秋元直樹委員であります。

以上であります。

---

#### ◎日程第11 議会運営委員及び広報広聴常任委員の選任について

○議長（杉本信一君） 日程第11 議会運営委員及び広報広聴常任委員の選任についてを行います。

議会運営員及び広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

暫時休憩します。

午後 2時39分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

お諮りします。

議会運営委員及び広報広聴常任委員の選任については、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員及び広報広聴常任委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

休憩中に議会運営委員会及び広報広聴常任委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

---

午後 3時00分 再開

○議長（杉本信一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会及び広報広聴常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、局長をして報告します。

○議会事務局長（岩井誠志君） 御報告いたします。

名簿につきましては、改めて配付しませんので、既に配付の名簿を御使用いただきたいと思います。

議会運営委員会、委員長は前島英樹委員、副委員長は白幡隆一委員。

広報広聴常任委員会、委員長は戸松恵子委員、副委員長は勢志優華委員であります。

以上であります。

---

### ◎日程第12 選挙第3号

○議長（杉本信一君） 日程第12 選挙第3号遠軽地区広域組合議員の選挙についてを行います。

議員の数は6人であります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

遠軽地区広域組合議員には、秋元議員、勢志議員、渡辺議員、阿部議員、山本議員、それと私、杉本を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名した6名の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6名の方が遠軽地区広域組合議員に当選されました。

当選された6名の方が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

### ◎日程第13 選挙第4号

○議長（杉本信一君） 日程第13 選挙第4号選挙管理委員及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3時02分 休憩

---

午後 3時02分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

選挙管理委員には、中川満之君、新野尾伸一君、長谷川光夫君、織田政幸君。住所及び生年月日は、それぞれ記載のとおりであります。

以上、4名の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員には、第1順位に高木祥隆君、第2順位に吉田博之君、第3順位に松本妙子君、第4順位に瀧口健次君。住所及び生年月日はそれぞれ記載のとおりであります。

以上、4名の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました4名の方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名の方が補充員に当選されました。

当選者には、後刻通知します。

---

#### ◎日程第14 同意第1号

○議長（杉本信一君） 日程第14 同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 3時06分 休憩

---

午後 3時06分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第1号教育委員会委員の任命について御説明いたしま

す。

教育委員会委員新山史賢氏が、令和7年1月8日をもって任期満了となるため、別紙の方を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙を御覧願います。

氏名、浅利誠氏。住所及び生年月日は、それぞれ記載のとおりであります。

浅利氏は、人格が高潔で教育に関し識見を有する方でありますので、教育委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、添付の参考資料を御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第15 同意第2号

○議長（杉本信一君） 日程第15 同意第2号監査委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 3時07分 休憩

---

午後 3時08分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第2号監査委員の選任について御説明いたします。

議員のうちから監査委員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙を御覧願います。

氏名、山本悟氏。住所及び生年月日は、それぞれ記載のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第2号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 3時09分 休憩

---

午後 3時10分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

---

#### ◎日程第16 同意第3号

○議長（杉本信一君） 日程第16 同意第3号公平委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 3時10分 休憩

---

午後 3時11分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

提出者の説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） 同意第3号公平委員会委員の選任について御説明いたします。

公平委員会委員笹原重敏氏が、令和7年11月8日をもって任期満了となるため、別紙の方を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

別紙を御覧願います。

氏名、笹原重敏氏。住所及び生年月日はそれぞれ記載のとおりであります。

笹原氏は、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する方でありますので、公平委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、御本人の略歴につきましては、添付の参考資料を御参照願います。

《令和7年10月27日》

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、同意第3号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### ◎日程第17 議案第1号

○議長（杉本信一君） 日程第17 議案第1号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

二瓶子育て支援課長。

○子育て支援課長（二瓶雄介君） 議案第1号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるものです。

なお、この乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度につきましては、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定の時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる通園給付として、令和8年4月1日からこども子育て支援事業として実施されるものであります。

次のページを御覧ください。

遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

この条例は、全26条の構成となっており、第1条、趣旨は、児童福祉法第34条の16の規定に基づき、乳児等通園支援事業——こども誰でも通園事業の設備及び運営の基準を定める旨の規定。

第2条、最低基準の目的は、最低基準は、この事業を利用する乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障する旨の規定。

第3条、最低基準の向上は、町長は、乳児等通園支援事業者に対し、指定基準を超えて設備及び運営を向上させるよう勧告できる旨及び町は、最低基準を常に向上させるよう努める旨の規定。

第4条、最低基準と乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業者は最低基準を超えて設備及び運営を向上させる旨及び低下させてはならない旨の規定。

第5条、乳児等通園支援事業者の一般原則は、乳児等通園支援事業者の一般原則として、六つの項目を規定しております。

次のページをお開きください。

第6条、乳児等通園支援事業者と非常災害は、乳児等通園支援事業者は、非常災害に必要な設備の設置、注意、訓練の実施を規定。

第7条、安全計画の策定等は、乳児等通園支援事業者は、設備の安全点検をはじめとする乳児等通園支援事業所における安全計画の策定に関する規定。

第8条、自動車を運行する場合の所在の確認は、乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組のための移動等で自動車を運行する場合、送迎を目的とした自動車の運行の場合の乗車・降車における所在の確認について規定。

第9条、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件は、乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件を規定。

第10条、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等は、乳児等通園支援事業者の職員は、知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなくてはならない旨、乳児等通園支援事業者は、研修の機会を確保しなければならない旨の規定。

第11条、他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、乳児等通園支援に支障がない場合に限り、設備及び職員の一部を他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる旨の規定。

第12条、利用乳幼児を平等に取り扱う原則は、利用乳幼児の国籍等による差別的扱いをしてはならない旨の規定。

第13条、虐待等の防止は、乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対する虐待等の行為をしてはならない旨の規定。

第14条、衛生管理等は、設備等の衛生的な管理、感染症及び食中毒の予防及び防止、医薬品の常備についての規定。

第15条、食事は、食事の提供を行う場合の規定。

第16条、乳児等通園支援事業所内部の規程は、事業の運営についての重要事項に関する規定。

次のページをお開きください。

第17条、乳児等通園支援事業所に備える帳簿は、乳児等通園支援事業所が整備すべき帳簿についての規定。

第18条、秘密保持等は、乳児等通園支援事業者の職員の利用乳幼児や保護者の秘密の保持についての規定。

第19条、苦情への対応は、利用乳幼児や保護者からの苦情への対応の規定。

第20条、乳児等通園支援事業の区分は、乳児等通園支援事業は一般型と余裕活用型に区分される旨の規定。

第21条、一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準は、一般型乳児等通園支援事業

を行う事業所の設備、基準についての規定。

次のページをお開きください。

7ページ目となります、第22条、一般型乳児等通園支援事業所の職員の基準は、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の職員についての規定。

第23条、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準は、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準についての規定。

次のページをお開きください。

第24条、乳児等通園支援の内容は、乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に規定する指針に準じ、乳児等通園支援を提供しなければならない旨の規定。

第25条、保護者との連絡は、乳児等通園支援事業者と保護者の連絡についての規定。

第26条、電磁的記録は、乳児等通園支援事業者及びその職員は、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨の規定。

附則として、公布の日から施行の旨を規定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号遠軽町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、民生・経済常任委員会に付託し、

閉会中の審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は民生・経済常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

---

### ◎日程第18 議案第2号

○議長（杉本信一君） 日程第18 議案第2号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第2号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。

令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,509万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を238億2,887万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

18款寄附金につきましては、1項寄附金に30万円を追加し、総額を2億2,433万2,000円とするものです。

20款繰越金につきましては、1項繰越金に1,479万4,000円を追加し、総額を2億5,158万3,000円とするものです。

これにより、歳入合計238億1,377万9,000円に1,509万4,000円を追加し、総額を238億2,887万3,000円とするものです。

次に、2、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費に609万4,000円を追加、6項保健体育費に900万円を追加し、総額を22億8,338万9,000円とするものです。

これにより、歳出合計238億1,377万9,000円に1,509万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の238億2,887万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費につきましては、小中学校部活動の全国大会出場に係る負担金を追加するもので、東小学校吹奏楽部は、10月12日に山形市で開催された東日本学校吹奏楽大会出場経費として317万7,000円、遠軽中学校吹奏楽部は、11月22日に大阪市で開催される全日本マーチングコンテスト出場経費として291万7,000円、合わせて609万4,000円の学校行事負担金を追加するものです。

10ページをお開き願います。

6項保健体育費1目保健体育総務費、保健体育各種大会参加費助成事業700万円につきましては、12月27日から東大阪市花園ラグビー場で開催される全国高等学校ラグビーフットボール大会に遠軽高等学校ラグビーフットボール部が出場するため、社会体育振興補助金を追加するものです。保健体育一般経費200万円につきましては、令和8年1月23日から1月25日まで、えんがるロックバースキ一場で開催される第81回北海道スキー選手権大会及びえんがるカップアルペン競技大会開催に係る運営経

費及び機材費を大会組織委員会に補助するため、社会体育振興補助金を追加するものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

6ページをお開き願います。

18款寄附金1項寄附金3目ふるさと納税寄附金30万円につきましては、遠軽高等学校部活動支援資金として、ふるさと納税寄附金の申出により追加するものです。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、前年度繰越金1,479万4,000円の追加です。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

10款教育費、8ページ、11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

18款寄附金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 20款繰越金、6ページ、7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第2号令和7年度遠軽町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 3時26分 休憩

---

午後 3時27分 再開

○議長（杉本信一君） 再開します。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しました議事日程追加表のとおり、各委員会の所管事務調査について申出があります。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

《令和7年10月27日》

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

#### ◎日程第19 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

○議長（杉本信一君） 日程第19 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり各委員長から申出があります。

お諮りします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申出のとおり決定しました。

---

#### ◎閉会宣言

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和7年第5回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長　木本 信一

署名議員　渡辺 清夏

署名議員　山本 智